

国民年金には、日本国内に住民登録のある20歳以上60歳未満のすべての方が加入します。老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。



国保年金課 年金係 995-1813  
沼津年金事務所 921-2201



## \* 国民年金加入者の種類と保険料の納め方

国民年金の加入者は次の3種類に分けられ、納め方がそれぞれ異なります。

### 〈第1号被保険者〉

- 学生・フリーターや自営業などとその配偶者（次の第2・3号以外の方）
- ◆ 定額（1ヵ月15,250円）の保険料を納付書や口座振替などにより納付します。

### 〈第2号被保険者〉

- 厚生年金・共済組合などに加入している方
- ◆ 保険料は給料から天引きとなります。

### 〈第3号被保険者〉

- 第2号被保険者に扶養されている配偶者
- ◆ 自分で保険料を納付する必要はありません。

## \* 第1号被保険者の方で保険料の納付が困難なときは？

### • 学生納付特例制度

大学・短大・専門学校・各種学校などに在学している20歳以上の学生が対象です。

### • 若年者納付猶予制度

20歳以上30歳未満の方が対象です。

### • 免除制度（全額免除・一部免除）

20歳以上60歳未満の方が対象です。

※各制度には前年の所得により制限があります。前年の所得がある場合でも、離職票や雇用保険受給資格者証などを添付し、失業を理由として申請することも可能です。また、4月から申請時点の2年1ヵ月前の月までさかのぼって申請できるようになりました。

※各制度で承認された免除・猶予期間の保険料は10年以内であれば後から納めること（追納）ができます。

## \* 後納制度

平成24年10月1日から3年間に限り、納め忘れた保険料を10年前までさかのぼって納めること（後納）ができます。

## \* 国民年金保険料の収納業務を民間委託しています

日本年金機構では、国民年金保険料を納め忘れの方に対して、電話、文書、訪問などによる納付のご案内や免除などの申請手続きのご案内を民間事業者へ委託しています。

### 民間委託業者（沼津年金事務所）

日立トリプルウィン株式会社 ☎ 0120-211-231

### 注意事項

- 民間事業者の担当者が保険料を収納することができるのは、お客様が保険料の納付書をお持ちの場合に限られています。
- 日本年金機構が発行した保険料の納付書をお持ちでない方から、民間事業者の担当者が現金をお預かりして、領収書の発行を行うことはありません。

## \* ねんきんネットに登録しましょう！

ねんきんネットに登録すると、自分の年金記録を自宅で確認できるほか、ねんきん定期便などをダウンロードできます。また、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。

厚生労働省では、年金月間の最終日である11月30日を年金の日とすることとしました。この機会に、ねんきんネットを活用してご自身の年金記録と年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。ねんきんネットについては、日本年金機構のホームページで確認するか、沼津年金事務所にお問い合わせください。